

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（抄）	1
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第七条関係）	37
○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（抄）（附則第七条関係）	38
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）（附則第八条関係）	39
○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第九条関係）	41
○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）（附則第十条関係）	43
○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）（附則第十一条関係）	44
○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）（附則第十二条関係）	46
○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十三条関係）	49
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第十五条関係）	50

改正案	現行
<p style="text-align: center;">船舶油濁等損害賠償保障法</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第五章 タンカー油濁損害に係る責任制限手続（第三十一条―第三十八条）</p> <p>第六章 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条・第四十条）</p> <p>第七章 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等（第四十一条―第四十六条）</p> <p>第八章 難破物除去損害賠償責任（第四十七条・第四十八条）</p> <p>第九章 難破物除去損害賠償保障契約等（第四十九条―第五十四条）</p> <p>第十章 雑則（第五十五条―第六十四条）</p> <p>第十一章 罰則（第六十五条―第七十条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船舶油濁等損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁等損害の賠償を保障する制度を確</p>	<p style="text-align: center;">船舶油濁損害賠償保障法</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第五章 責任制限手続（第三十一条―第三十九条）</p> <p>第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限（第三十九条の二・第三十九条の三）</p> <p>第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約（第三十九条の四―第三十九条の八）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第八章 雑則（第四十条―第四十四条）</p> <p>第九章 罰則（第四十五条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船舶に積載されていた油によつて船舶油濁損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁損</p>

立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 (略)

(削る)

(削る)

四 燃料油条約 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

五 難破物除去条約 二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約をいう。

六 原油等 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

七 燃料油等 燃料油、潤滑油その他の船舶の航行のために用いられる油で政令で定めるものをいう。

八 難破物 海難により生じた次のいずれかに該当するものをいう。

イ 沈没し、若しくは乗り揚げた船舶又はその一部

ロ 海上において船舶から失われた物で、沈没し、乗り揚げ、又は漂流しているもの

ハ 沈没又は乗揚げのおそれがある船舶（必要な救助が行われていないものに限る。）

害の賠償等を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

二の二 (略)

三 油 原油、重油、潤滑油その他の蒸発しにくい油で政令で定めるものをいう。

三の二 燃料油 油のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

九 タンカー ばら積みの原油等の海上輸送のための船舶類をいう。
十 一般船舶 旅客又はばら積みの原油等以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舶類（ろかい又は主としてろかいをもつて運転するものを除く。）をいう。

十一 タンカー所有者 タンカーの船舶所有者（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者がなく、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体が、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。以下同じ。）をいう。

十二 船舶所有者等 船舶所有者及び船舶賃借人をいう。

（削る）

十三 船舶油濁等損害 タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害をいう。

十四 タンカー油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ タンカー（ばら積みの原油等以外の貨物の海上輸送をすることができるタンカーにあつては、ばら積みの原油等の輸送の用に供しているもの並びにばら積みの原油等の輸送の用に供した後当該

四 タンカー ばら積みの油の海上輸送のための船舶類をいう。
四の二 一般船舶 旅客又はばら積みの油以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舶類（ろかい又は主としてろかいをもつて運転するものを除く。）をいう。

五 タンカー所有者 タンカーの船舶所有者（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者がなく、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体が、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。次号において同じ。）をいう。

五の二 一般船舶所有者等 一般船舶の船舶所有者及び船舶賃借人をいう。

五の三 排他的経済水域等 排他的経済水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。第七号の二イ及び第三十一条において同じ。）及び責任条約の締約国である外国の責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域をいう。

五の四 船舶油濁損害 タンカー油濁損害及び一般船舶油濁損害をいう。

（新設）

六 タンカー油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ タンカー（ばら積みの油以外の貨物の海上輸送をすることができるタンカーにあつては、ばら積みの油の輸送の用に供しているもの並びにばら積みの油の輸送の用に供した後当該タンカーのす

タンカーの全ての貨物艙内に当該原油等が残留しない程度にその貨物艙を洗浄するまでの間において、ばら積みの原油等以外の貨物の輸送の用に供しているもの及び貨物を積載しないで航行しているものに限る。) から流出し、又は排出された原油等による汚染(貨物又は燃料として積載されていた原油等(当該原油等が貨物艙内その他の国土交通省令で定めるタンカー内の場所に残留したもの)及び当該原油等を含む混合物で国土交通省令で定めるものを含む。) による汚染に限る。) により生ずる責任条約の締結国の領域(領海を含む。以下同じ。) 内又は排他的経済水域(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。以下同じ。) 内若しくは責任条約の締結国である外国の責任条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

ロ (略)

十五 (略)

十六 一般船舶等油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいい、タンカー油濁損害に該当するものを除く。

イ タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害

ロ タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる燃料油条約の締結国である外国の領域内又は燃料油条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

ハ イ又はロに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

すべての貨物艙内に当該油が残留しない程度にその貨物艙を洗浄するまでの間において、ばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供しているもの及び貨物を積載しないで航行しているものに限る。) から流出し、又は排出された油による汚染(貨物として積載されていた油又は燃料油(当該油が貨物艙内その他の国土交通省令で定めるタンカー内の場所に残留したもの)及び当該油を含む混合物で国土交通省令で定めるものを含む。) による汚染に限る。) により生ずる責任条約の締結国の領域(領海を含む。第七号の二イ及び第三十九条の五第一項第二号において同じ。) 内又は排他的経済水域等内における損害

ロ (略)

七 (略)

七の二 一般船舶油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 一般船舶から流出し、又は排出された燃料油による汚染により生ずる我が国の領域内又は排他的経済水域内における損害

(新設)

ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

十七 難破物除去損害 我が国の領域内若しくは排他的経済水域内又は難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定により通告を行ったものの領域内若しくは難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内における次に掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害をいい、タンカー油濁損害又は一般船舶等油濁損害に該当するものを除く。

イ 難破物の位置の特定

ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他法令の規定又は難破物除去条約第六条の規定による決定により難破物の除去その他の措置が必要となつた場合における当該難破物の標示

ハ ロの場合における当該難破物の除去その他の措置

十八 (略)

(削る)

十九 保険者等 次に掲げる者をいう。

イ この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

ロ この法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者

ハ この法律で定める難破物除去損害賠償保障契約においてタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務

(新設)

八 (略)

九 保険者等 この法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害をてん補し、若しくは賠償の義務の履行を担保する者又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、若しくは賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者をいう。

(新設)

の履行を担保する者

二十・二十一 (略)

二十二 制限債権 タンカー所有者又はこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約若しくは難破物除去損害賠償保障契約に係る保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

二十三 (略)

第二章 タンカー油濁損害賠償責任及び責任の制限

(タンカー油濁損害賠償責任)

第三条 タンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害に係る原油等が積載されていたタンカーのタンカー所有者は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、当該タンカー油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 四 (略)

二 以上のタンカーに積載されていた原油等によりタンカー油濁損害が生じた場合において、当該タンカー油濁損害がいずれのタンカーに積載されていた原油等によるものであるかを分別することができないときは、各タンカー所有者は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。ただし、当該タンカー油濁損害が前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

三 (略)

四 第一項本文又は第二項本文の場合において、次に掲げる者は、その損害を賠償する責任を負わない。ただし、当該タンカー油濁損害が、これらの者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識

十・十の二 (略)

十一 制限債権 タンカー所有者又はこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約に係る保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

十二 (略)

第二章 タンカー油濁損害賠償責任及び責任の制限

(タンカー油濁損害賠償責任)

第三条 タンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害に係る油が積載されていたタンカーのタンカー所有者は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該タンカー油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 四 (略)

二 以上のタンカーに積載されていた油によりタンカー油濁損害が生じた場合において、当該タンカー油濁損害がいずれのタンカーに積載されていた油によるものであるかを分別することができないときは、各タンカー所有者は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該タンカー油濁損害が前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

三 (略)

四 第一項本文又は第二項本文の場合において、次に掲げる者は、その損害を賠償する責めに任じない。ただし、当該タンカー油濁損害が、これらの者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識

しながらしたこれらの者の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

一五 (略)

六 前条第十四号ロに規定する措置を執る者（当該タンカーのタンカー所有者を除く。）及びその使用する者

5 (略)

(タンカー所有者の責任の制限)

第五条 第三条第一項又は第二項の規定によりタンカー油濁損害の賠償の責任を負うタンカー所有者（法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。以下同じ。）は、当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

(外国判決の効力)

第十二条 (略)

2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条第五項中「民事訴訟法第一百八条各号（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において準用する場合を含む。）に掲げる要件を具備しないとき」とあるのは、「船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十二条第一項各号のいずれかに該当するとき」とする。

第三章 タンカー油濁損害賠償保障契約

しながらしたこれらの者の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

一五 (略)

六 第二条第六号ロに規定する措置を執る者（当該タンカーのタンカー所有者を除く。）及びその使用する者

5 (略)

(タンカー所有者の責任の制限)

第五条 第三条第一項又は第二項の規定によりタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずるタンカー所有者（法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。以下同じ。）は、当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

(外国判決の効力)

第十二条 (略)

2 前項に規定する確定判決についての執行判決に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十四条第五項中「民事訴訟法第一百八条各号（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において準用する場合を含む。）に掲げる要件を具備しないとき」とあるのは、「船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十二条第一項各号のいずれかに該当するとき」とする。

第三章 タンカー油濁損害賠償保障契約

(保障契約の締結強制)

第十三条 日本国籍を有するタンカーは、これについてこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等を積載して、本邦内の港（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この項において「特定海域」という。）を含む。第五十九条第一項を除き、以下同じ。）に入港（特定海域への入域を含む。以下同じ。）をし、本邦内の港から出港（特定海域からの出域を含む。以下同じ。）をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第十四条 保障契約は、タンカー（二千トン以下のばら積みの原油等の輸送の用に供するタンカーを除く。）のタンカー所有者が当該タンカーに積載されていた原油等によるタンカー油濁損害の賠償の責任を負う場合において、その賠償の義務の履行により当該タンカー所有者に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

2 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害を填補するた

(保障契約の締結強制)

第十三条 日本国籍を有するタンカーは、これについてこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約)

第十四条 保障契約は、タンカー（二千トン以下のばら積みの油の輸送の用に供するタンカーを除く。）のタンカー所有者が当該タンカーに積載されていた油によるタンカー油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該タンカー所有者に生ずる損害をてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

2 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約においてタンカー所有者の損害をてん補する

めの保険金額又は賠償の義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タンカー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

4 (略)

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有するタンカーは、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該タンカーについて保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの原油等を積載して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

第四章の二 追加基金

(準用)

第三十条の三 前章(第二十二條、第二十三條及び第二十八條を除く。)の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第二十六條第一項、第二十七條及び第三十條中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と、第二十七條中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第七条」と、第二十九條第一項中「国際基金条約第十五條第二項」とあるのは「追加基金議定書第十三條第一項の規定により国

ための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されているタンカー油濁損害の額が当該契約に係るタンカーごとに当該タンカー所有者の責任限度額に満たないものであつてはならない。

4 (略)

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有するタンカーは、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定するタンカー以外のタンカーは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該タンカーについて保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

第四章の二 追加基金

(準用)

第三十条の三 前章(第二十二條、第二十三條及び第二十八條を除く。)の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第二十六條第一項、第二十七條及び第三十條中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と、第二十五條第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する前条第一項」と、第二十七條中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第七条」と、第二十九條第一

際基金条約第十五条第二項」と、第三十条中「第十二条及び第十三条」とあるのは「第十一条及び第十二条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 タンカー油濁損害に係る責任制限手続

(責任制限事件の管轄)

第三十一条 責任制限事件は、本邦内においてタンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、排他的経済水域内においてタンカー油濁損害が生じたときは、知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に、本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二十四条に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

(自発的に損害防止措置を執つた場合におけるタンカー所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 タンカー所有者は、自発的に第二十四条に規定する措置を執つたときは、タンカー所有者の損害防止措置費用等について制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

項中「国際基金条約第十五条第二項」とあるのは「追加基金議定書第十三条第一項の規定により国際基金条約第十五条第二項」と、第三十条中「第十二条及び第十三条」とあるのは「第十一条及び第十二条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 責任制限手続

(責任制限事件の管轄)

第三十一条 責任制限事件は、本邦内においてタンカー油濁損害が生じたときは、当該タンカー油濁損害の生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に、排他的経済水域内においてタンカー油濁損害が生じたときは、知れている制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に、本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二十六条に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する。

(自発的に損害防止措置を執つた場合におけるタンカー所有者の責任制限手続への参加)

第三十六条 タンカー所有者は、自発的に第二十六条に規定する措置を執つたときは、タンカー所有者の損害防止措置費用等について制限債権を有するものとみなし、これをもつて責任制限手続に参加することができる。

(追加基金の参加等)

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

(追加基金の参加等)

第三十七条の二 第三十三条から第三十五条まで及び前条の規定は、追加基金について準用する。この場合において、第三十五条中「前条第三項」とあるのは「第三十七条の二において準用する前条第三項」と、前条第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十条の三において準用する第二十五条第一項」と、同条第二項中「国際基金条約」とあるのは「追加基金議定書」と読み替えるものとする。

(責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(責任制限法の準用)

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十八条において準用するこの法律
第十四条第一項、第十五条、第三	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第三十八条において準用するこの法律

(新設)	(新設)	(新設)
第十三条、第十四条第一項、第十	この法律	船舶油濁損害賠償保障法第三十八条において準用するこの法律

<p>十三条及び 第四十条第 一項</p>	<p>(略)</p>	<p>第十八条</p>	<p>(略)</p>	<p>第三十条第 二項</p>
	<p>(略)</p>	<p>制限債権（事故発生後 の利息又は不履行によ る損害賠償若しくは違 約金の請求権を除く。 第二十五条第二号にお いて同じ。）の額が第 七条第一項又は第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>の供託の日</p>
	<p>(略)</p>	<p>制限債権の額が船舶油濁等損害 賠償保障法第六条</p>	<p>(略)</p>	<p>の規定による決定に基づき供託 する日</p>

<p>五条、第三 十三条及び 第四十条第 一項</p>	<p>(略)</p>	<p>第十八条</p>	<p>(略)</p>	<p>第三十条第 二項</p>
	<p>(略)</p>	<p>制限債権（事故発生後 の利息又は不履行によ る損害賠償若しくは違 約金の請求権を除く。 第二十五条第二号にお いて同じ。）の額が第 七条第一項、第三項又 は第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>第十九条第二項中「供 託の日</p>
	<p>(略)</p>	<p>制限債権の額が船舶油濁損害賠 償保障法第六条</p>	<p>(略)</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法第三十 八条において読み替えて準用す る第十九条第二項中「供託の日 」</p>
<p>の供託の日</p>				
<p>の規定による決定に基づき供託 する日（第三十条第二項におい て準用する</p>				

<p>第四十七条 第一項</p>	<p>制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）</p>	<p>制限債権</p>	<p>第四十八条 第一項</p>	<p>責任制限手続が</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二十三条に規定する船舶油濁等損害（以下「船舶油濁等損害」という。）に係る責任制限手続が</p>	<p>第四十八条 第二項</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法</p>	<p>この法律</p>
<p>害</p>	<p>同法第二十三条に規定する船舶油濁等損害</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二十四条に規定するタンカー油濁損害</p>	<p>責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時</p>	<p>船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限手続拡張の時</p>	<p>この法律</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二十四条に規定するタンカー油濁損害</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二十四条に規定するタンカー油濁損害</p>	<p>この法律</p>

<p>第四十七条 第一項</p>	<p>制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）</p>	<p>制限債権</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>第四十八条 第二項</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>この法律</p>
<p>同法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法</p>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(削る)

第六章 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限

(一) 一般船舶等油濁損害賠償責任

第三十九条 一般船舶等油濁損害が生じたときは、当該一般船舶等油濁損害に係る燃料油等が積載されていたタンカー又は一般船舶の船舶所有者等（燃料油条約第一条第三項に規定する船舶の管理人及び運航者を含む。以下この章及び第四十三条において同じ。）は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。ただし、当該一般船舶等油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 三 専ら当該船舶所有者等及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 (略)

2 第三条第二項及び第三項、第四条並びに第十条から第十二条までの規定は、一般船舶等油濁損害の賠償について準用する。この場合において、第三条第二項中「タンカーに」とあるのは「タンカー又は一般船舶に」と、「原油等に」とあるのは「燃料油等に」と、「タンカー所有者」とあるのは「タンカー又は一般船舶の第三十九条第一項に規

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限

(一) 一般船舶油濁損害賠償責任

第三十九条の二 一般船舶油濁損害が生じたときは、当該一般船舶油濁損害に係る燃料油が積載されていた一般船舶の一般船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該一般船舶油濁損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一・二 (略)
- 三 専ら当該一般船舶所有者等及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 (略)

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定は、一般船舶油濁損害の賠償について準用する。この場合において、第三条第二項中「タンカーに」とあるのは「一般船舶に」と、「油に」とあるのは「燃料油に」と、同項及び同条第三項中「タンカー所有者」とあるのは「一般船舶所有者等」と読み替えるものとする。

定する船舶所有者等（以下「船舶所有者等」という。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同項、第十条及び第十一条中「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と、第十条及び第十一条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、第十二条第一項中「責任条約」とあるのは「燃料油条約」と読み替えるものとする。

（一般船舶の船舶所有者等の責任の制限）

第四十条 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定により一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負うタンカー又は一般船舶の船舶所有者等（法人である船舶所有者等の無限責任社員を含む。）の当該一般船舶等油濁損害に基づく債権に係る責任の制限については、責任制限法で定めるところによる。

第七章 一般船舶等油濁損害賠償保障契約等

（保障契約の締結強制）

第四十一条 次の各号に掲げる船舶は、当該船舶についてこの法律で定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が千トンを超えるものに限る、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除

（一般船舶所有者等の責任の制限）

第三十九条の三 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定により一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる一般船舶所有者等（法人である一般船舶所有者等の無限責任社員を含む。）の当該一般船舶油濁損害に基づく債権に係る責任の制限については、責任制限法で定めるところによる。

第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約

（保障契約の締結強制）

第三十九条の四 日本国籍を有する一般船舶（総トン数が百トン以上のものに限る。以下この章において同じ。）は、これについてこの法律で定める一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。）に従事させてはならない。

（新設）

く。以下この章において「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 全ての航海

二 一般船舶（総トン数が百トン以上千トン以下のものに限り、その航行に際し燃料油等を用いることを要しないものを除く。以下この章において「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの

国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航海をいう。以下同じ。）

2 前項第一号に掲げる船舶以外の第一種特定船舶及び同項第二号に掲げる船舶以外の第二種特定船舶は、これらについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（保障契約）

第四十二条 保障契約は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める場合において、その賠償の義務の履行により第一種特定船舶所有者等（第一号に掲げる船舶にあつては船舶所有者をいい、第二号に掲げる船舶にあつては船舶所有者等をいう。次項及び第三項において同じ。）に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

一 第一種特定船舶 当該第一種特定船舶の船舶所有者が当該第一種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う場合

（新設）

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この項及び第四十一条の二第一項において「特定海域」という。）を含む。第三十九条の七第二項において同じ。）に入港（特定海域への入域を含む。同項において同じ。）をし、本邦内の港から出港（特定海域からの出域を含む。同項において同じ。）をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（保障契約）

第三十九条の五 保障契約は、次に掲げる損害のいづれをもてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する契約とする。

一 一般船舶の一般船舶所有者等が当該一般船舶に積載されていた燃料油による一般船舶油濁損害の賠償の責めに任ずる場合において、その賠償の義務の履行により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

二 第二種特定船舶 当該第二種特定船舶の船舶所有者等が当該第二

種特定船舶に積載されていた燃料油等による一般船舶等油濁損害（
第二条第十六号ロに掲げるものを除く。）の賠償の責任を負う場合

2 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填
補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険
会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

3 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填
補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている一般船
舶等油濁損害の額が、当該契約に係る第一種特定船舶又は第二種特定
船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該第一種特定
船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の
限度額（次条第三項において「責任限度額」という。）に満たないも
のであつてはならない。

4 保障契約（第一種特定船舶に係るものに限る。）は、燃料油条約第
七条第六項の規定に適合する限り、その効力を失わせ、又はその内容
を変更することができるものでなければならぬ。

二 一般船舶が座礁、沈没その他の事由により我が国の領域内に放置

された場合であつて、当該一般船舶の一般船舶所有者等が港湾法（
昭和二十五年法律第二百十八号）その他法令の規定により当該一般
船舶の撤去その他の措置を履行する責めに任ずるときにおいて、当
該措置に要する費用の支払により当該一般船舶所有者等に生ずる損
害

2 保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し
、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者が船主相互保険
組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ
い。

3 保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第一号に
掲げる損害（同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる
損害を含むことができる。）をてん補するための保険金額又は賠償の
義務の履行が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、
責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該一般船舶所有者等がその
責任を制限することができる場合における責任の限度額（以下この条
において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならず
、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる
損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措
置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船
舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならぬ
い。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、その航行に際し燃料油を用い
ることを要しない一般船舶に係る保障契約は、第一項第二号に掲げる
損害をてん補する保険契約又はその費用の支払を担保する契約とし、
かつ、当該契約において一般船舶所有者等の同号に掲げる損害をてん

(保険者等に対する損害賠償額の請求等)

第四十三条 第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定による第一種特定船舶の船舶所有者等の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、第一種特定船舶の船舶所有者等の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、第一種特定船舶の船舶所有者等が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に対抗することができる。

3 第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等は、当該損害賠償額の支払に係る債権について、この法律で定めるところにより、責任限度額まで、責任を制限することができる。

4 第八条から第十条まで及び第十六条の規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。この場合において、第八条中「タンカーごと」とあるのは「第一種特定船舶（第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶をいう。）ごと」と、「タンカーに係るタンカー所有者」とあるのは「第一種特定船舶に係る船舶所有者等（第三十九条第一項に規定する船舶所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条中「タンカー油濁損害」とあるのは「一般船舶等油濁損害」と、第十六条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と読み替え

補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

(新設)

るものとする。

5 第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十一条中「第二条第十四号ロ」とあるのは、「第二条第十六号ハ」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十三条第六項において準用するこの法律
第十四条第一項、第十五条、第十三条及び第四十条第一項	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第四十三条第六項において準用するこの法律
第十七条	船舶所有者等若しくは	保険者等

一 項	救助者又は被用者等	第二十八条 第一項第四 号	船舶、救助船舶又は救 助者	タンカー又は一般船舶	第四十八条 第一項	責任制限手続が	船舶油濁等損害賠償保障法第二 条第十三号に規定する船舶油濁 等損害（以下「船舶油濁等損害 」という。）に係る責任制限手 続が		責任制限手続開始の時 又は責任制限手続拡張 の時	船舶油濁等損害に係る責任制限 手続開始の時又は船舶油濁等損 害に係る責任制限手続拡張の時	第四十八条 第二項	船舶油濁等損害賠償保 障法	この法律		同法第二条第十三号に 規定する船舶油濁等損 害	船舶油濁等損害賠償保障法第二 条第十六号に規定する一般船舶 等油濁損害
--------	-----------	---------------------	------------------	------------	--------------	---------	--	--	--------------------------------	--	--------------	------------------	------	--	-------------------------------	---

(保障契約証明書に関する規定の準用)

第四十四条 第十七条から第十九条までの規定は、第一種特定船舶又は

(準用)

第三十九条の六 第十七条から第十九条までの規定は、一般船舶に係る

第二種特定船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「第四十一条第一号に規定する第一種特定船舶（燃料油条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）」又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書の備置き）

第四十五条 次の各号に掲げる船舶は、前条において準用する第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）が備え置かれていないものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 日本国籍を有する第一種特定船舶 全ての航海

二 日本国籍を有する第二種特定船舶 国際航海

2 次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める書面が備え置かれていないものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

一 前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶 保障

契約証明書、燃料油条約の締約国である外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した燃料油条約第七条第十四項に規定する証明書の記載事項を記載した書面

二 前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶 保障

保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「一般船舶」と、第十八条第一項中「次条」とあるのは「第三十九条の六において準用する次条」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書に相当する書面の備置き）

第三十九条の七 日本国籍を有する一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれていないものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する一般船舶以外の一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれていないものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（新設）

（新設）

契約証明書

3 第一項(第二号に係る部分に限る。)及び前項(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該保障契約が第二種特定船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて保障契約証明書に代えることができる。

(適用除外)

第四十六条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶については、適用しない。

- 一 この章(前条第二項(第一号に係る部分に限る。))を除く。(一)の規定 外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの
- 二 この章の規定 外国が所有する第二種特定船舶

第八章 難破物除去損害賠償責任

(難破物除去損害賠償責任)

第四十七条 難破物除去損害が生じたときは、当該難破物除去損害に係るタンカー又は一般船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、当該難破物除去損害が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 戦争、内乱又は暴動により生じたこと。
- 二 異常な天災地変により生じたこと。

3 前二項の規定にかかわらず、当該保障契約が一般船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて前二項に規定する保障契約証明書に相当する書面に代えることができる。

(適用除外)

第三十九条の八 この章の規定は、外国が所有する一般船舶については、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 専ら当該船舶所有者及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵により生じたこと。

2 第三条第三項、第四条及び第十条の規定は、難破物除去損害の賠償について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあり、及び同条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第四十七条第一項」と、同項及び同条中「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者」と読み替えるものとする。

(難破物除去損害賠償請求事件の管轄)

第四十八条 前条第一項の規定に基づくタンカー又は一般船舶の船舶所有者に対する訴えは、難破物が我が国の領域内又は排他的経済水域内において生じたときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 第十一条の規定は、前項の訴えについて準用する。

第九章 難破物除去損害賠償保障契約等

(保障契約の締結強制)

第四十九条 次の各号に掲げる船舶は、当該船舶についてこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）が締結されているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

一 タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が三百トン以上のものに限る。以下この章において「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 全ての航海

(新設)

(新設)

(新設)

二 一般船舶（総トン数が百トン以上三百トン未満のものに限る。以下この章において「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するもの 国際航海

2| 前項第一号に掲げる船舶以外の第一種特定船舶及び同項第二号に掲げる船舶以外の第二種特定船舶は、これらについて保障契約が締結されているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

（保障契約）

第五十条 保障契約は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める場合において、その賠償の義務の履行により第一種特定船舶所有者等（第一号に掲げる船舶にあつては船舶所有者をいい、第二号に掲げる船舶にあつては船舶所有者等をいう。次項及び第三項において同じ。）に生ずる損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とする。

一 第一種特定船舶 当該第一種特定船舶の船舶所有者が当該第一種特定船舶による難破物除去損害の賠償の責任を負う場合

二 第二種特定船舶 当該第二種特定船舶の船舶所有者等が当該第二種特定船舶による難破物除去損害（我が国の領域内における第二条第十七号イからハまでに掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害に限る。）の賠償の責任を負う場合

2| 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならない。

3| 保障契約は、当該契約において第一種特定船舶所有者等の損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている難破物

（新設）

除去損害の額が、当該契約に係る第一種特定船舶又は第二種特定船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該第一種特定船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（次条第三項において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならない。

4 保障契約（第一種特定船舶に係るものに限る。）は、難破物除去条約第十二条第六項の規定に適合する限り、その効力を失わせ、又はその内容を変更することができるものでなければならない。

（保険者等に対する損害賠償額の請求等）

第五十一条 第四十七条第一項の規定による第一種特定船舶の船舶所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、第一種特定船舶の船舶所有者の悪意によつてその損害が生じたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、保険者等は、第一種特定船舶の船舶所有者が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもつて被害者に對抗することができる。

3 第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等は、当該損害賠償額の支払に係る債権について、この法律で定めるところにより、責任限度額まで、責任を制限することができる。

4 第八条から第十条まで、第十六条及び第四十八条第一項の規定は、第一項の規定に基づき損害賠償額の支払をする保険者等について準用する。この場合において、第八条中「タンカーごと」とあるのは「第一種特定船舶（第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶をいう。）ごと」と、「タンカーに係るタンカー所有者」とあるのは「

（新設）

第一種特定船舶に係る船舶所有者」と、第十条中「タンカー油濁損害」とあるのは「難破物除去損害」と、第十六条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第四十七条第一項」と、「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者」と読み替えるものとする。

5 第三十一条及び第三十二条の規定は、第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続について準用する。この場合において、第三十一条中「本邦内又は排他的経済水域内における損害を防止するための第二条第十四号に規定する措置が本邦及び排他的経済水域の外において執られ、かつ、本邦内及び排他的経済水域内において損害が生じなかつたときは、当該措置を執つた者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地方裁判所の管轄に専属する」とあるのは、「専属する」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十一条第六項において準用するこの法律
第十四条第	この法律	船舶油濁等損害賠償保障法第五

<p>一、第十 五条、第三 十三条及び 第四十条第 一項</p>	<p>第十七条第 一項</p>	<p>第二十八 条 第一項第 四号</p>	<p>第四十八 条 第一項</p>	<p>第四十八 条 第二項</p>
<p>船舶所有者等若しくは 救助者又は被用者等</p>	<p>船舶、救助船舶又は救 助者</p>	<p>責任制限手続が</p>	<p>責任制限手続開始の時 又は責任制限手続拡張 の時</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保 障法</p>
<p>十一、第六項において準用する この法律</p>	<p>保険者等</p>	<p>タンカー又は一般船舶</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二 条第十三号に規定する船舶油濁 等損害（以下「船舶油濁等損害 」という。）に係る責任制限手 続が</p>	<p>船舶油濁等損害に係る責任制限 手続開始の時又は船舶油濁等損 害に係る責任制限手続拡張の時 この法律</p>

	<p>同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害</p>	<p>船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十七号に規定する難破物除去損害</p>
<p>第五十七条</p>	<p>並びに制限債権であるときは、その内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別</p>	<p>及び制限債権であるときは、その内容</p>
<p>第六十条</p>	<p>内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別</p>	<p>内容</p>
<p>第六十一条 第二項</p>	<p>内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別</p>	<p>内容</p>
<p>第七十条 第二項</p>	<p>事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて</p>	<p>事項を</p>

(保障契約証明書に関する規定の準用)

第五十二条 第十七条から第十九条までの規定は、第一種特定船舶又は

(新設)

第二種特定船舶に係る保障契約について準用する。この場合において、第十七条第一項中「タンカー（責任条約の締約国である外国の国籍を有するタンカーを除く。）」とあるのは「第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（難破物除去条約の締約国である外国の国籍を有するものを除く。）」又は同項第二号に規定する第二種特定船舶」と、「保障契約を」とあるのは「同項に規定する保障契約（以下単に「保障契約」という。）を」と、第十九条中「第十四条」とあるのは「第五十条」と読み替えるものとする。

（保障契約証明書の備置き）

第五十三条 次の各号に掲げる船舶は、前条において準用する第十七条第一項に規定する書面（以下この条において「保障契約証明書」という。）が備え置かれているものでなければ、当該各号に定める航海に従事させてはならない。

- 一 日本国籍を有する第一種特定船舶 全ての航海
- 二 日本国籍を有する第二種特定船舶 国際航海

2 次の各号に掲げる船舶は、当該各号に定める書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

- 一 前項第一号に掲げる第一種特定船舶以外の第一種特定船舶 保障契約証明書、難破物除去条約の締約国である外国が交付した当該第一種特定船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第十二条第十四項に規定する証明書の記載事項を記載した書面

- 二 前項第二号に掲げる第二種特定船舶以外の第二種特定船舶 保障

（新設）

契約証明書

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該保障契約が第二種特定船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保するために必要な資力及び信用を有する保険者等として国土交通大臣の指定するものと締結したものであるときは、当該保障契約の契約書の写しその他国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて保障契約証明書に代えることができる。

（適用除外）

第五十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める船舶については、適用しない。

- 一 この章（前条第二項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定 外国が所有する第一種特定船舶であつて、これについて保障契約が締結されていないもの
- 二 この章の規定 外国が所有する第二種特定船舶

第十章 雑則

第五十五条・第五十六条 （略）

（最高裁判所規則）

第五十七条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（保障契約情報）

（新設）

第八章 雑則

第四十条・第四十一条 （略）

（新設）

（保障契約情報）

第五十八条 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をしようとする特定船舶（総トン数が三百トン以上のタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶をいう。以下この章及び第六十八条第六号において同じ。）の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、当該特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約又は難破物除去損害賠償保障契約（次条第一項及び第六十条第一項において単に「保障契約」という。）の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項（以下この項及び第三項において「保障契約情報」という。）を国土交通大臣に通報しなければならない。通報した保障契約情報を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、次の各号に掲げる当該特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者もすることができる。

- 一 タンカー タンカー所有者又は船長若しくはタンカー所有者の代理人
- 二 総トン数が千トンを超える一般船舶 船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人
- 三 総トン数が千トン以下の一般船舶 船舶所有者等又は船長若しくは船舶所有者等の代理人

3 (略)

(報告及び検査)

第五十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

第四十一条の二 本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港（一般船舶にあつては、特定海域への入域を含む。以下同じ。）をしようとする特定船舶（二千トンを超えるばら積み等の油の輸送の用に供しているタンカー又は総トン数が百トン以上の一般船舶をいう。以下この章及び第四十八条第六号において同じ。）の船長は、第三項に規定する場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定船舶の名称、船籍港、当該特定船舶に係るこの法律で定めるタンカー油濁損害賠償保障契約又は一般船舶油濁損害賠償等保障契約（以下この章において単に「保障契約」という。）の締結の有無その他の国土交通省令で定める事項（以下「保障契約情報」という。）を国土交通大臣に通報しなければならない。通報した保障契約情報を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該特定船舶のタンカー所有者若しくは一般船舶所有者等（以下この章において単に「所有者等」という。）又は船長若しくは所有者等の代理人もすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

3 (略)

(報告及び検査)

第四十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項、第四十五条各項若しくは第五十三条各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、港湾法その他法令の規定により除去その他の措置が必要となつた難破物に係るこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約に關し報告をさせ、又は当該契約が締結されていることを証する資料の提出を求め、ことができる。

一 我が国の領域内又は排他的經濟水域内における難破物に係る第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶 船舶所有者

二 我が国の領域内における難破物に係る第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 船舶所有者等

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 (略)

(保障契約締結の命令等)

第六十条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査の結果、当該特定船舶について第十三条若しくは第二十条、第四十一条若しくは第四十五条又は第四十九条若しくは第五十三条の規定に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる当該特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置を執るべきことを命ずること

本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項又は第三十九条の七各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

(新設)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 (略)

(保障契約締結の命令等)

第四十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査の結果、当該特定船舶について第十三条若しくは第二十条又は第三十九条の四若しくは第三十九条の七の規定に違反する事実があると認めるときは、当該特定船舶の船長又は所有者等に対し、保障契約の締結その他その違反を是正するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

ができる。

一 タンカー 船長又はタンカー所有者

(新設)

二 第四十一条第一項第一号又は第四十九条第一項第一号に規定する

(新設)

第一種特定船舶（一般船舶に限る。） 船長又は船舶所有者

三 第四十一条第一項第二号又は第四十九条第一項第二号に規定する

(新設)

第二種特定船舶 船長又は船舶所有者等

2・3 (略)

2・3 (略)

(締約国への報告等)

第六十一条 日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長は、難破物

(新設)

除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定による通告を行つたものの領域内又は難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内に難破物が生じた海難に遭遇したときは、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者の氏名又は名称、難破物の位置その他の国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、当該外国に報告しなければならない。ただし、当該タンカー若しくは一般船舶の船舶所有者等その他国土交通省令で定める者又は当該海難に遭遇した他の船舶が報告をしたことが明らかなきときは、この限りでない。

2 前項に規定するタンカー又は一般船舶の船長は、同項本文に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三十八条第一項、第二項、第五項若しくは第七項又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の二の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については、前項の規定による報告をすることを要しない。

第六十二条 (略)

第四十三条 (略)

(指導等)

(責務)

第六十三条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の者に対し、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第四十三条の二 (新設)

2 国土交通大臣は、前項に定めるもののほか、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実を図るため、船舶油濁等損害に関し、国際約束の適確な実施の確保及び被害者その他の者に対する適切な情報の提供に努めなければならない。

国土交通大臣は、船舶油濁損害の被害者の保護の充実を図るため、船舶油濁損害に関し、国際約束の適確な実施の確保及び関係者に対する適切な情報の提供に努めなければならない。

第六十四条 (略)

第四十四条 (略)

第十一章 罰則

第九章 罰則

第六十五条 第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された代理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十五条 第三十八条において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条において準用する責任制限法第四十三条第一項の規定により選任された代理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若し

第四十六条 前条第一項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若し

くは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項、第四十一条第一項又は第四十九条第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条第二項、第四十一条第二項又は第四十九条第二項の規定の違反となるような行為をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第十七条第一項（第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面の交付又は再交付を受けた者
- 四 第三十八条、第四十三条第六項又は第五十一条第六項において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者
- 五 第六十条第二項の規定による命令に違反した者

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条（第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十条第一項、第四十五条第一項又は第五十三条第一項の規定に違反した者
- 三 第二十条第二項、第四十五条第二項又は第五十三条第二項の規定の違反となるような行為をした者

くは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項又は第三十九条の四第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条第二項又は第三十九条の四第二項の規定の違反となるような行為をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第十七条第一項（第三十九条の六において準用する場合を含む。）に規定する書面の交付又は再交付を受けた者
- 四 第三十八条において準用する責任制限法第四十条第二項の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出をした者
- 五 第四十二条の二第二項の規定による命令に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条（第三十九条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十条第一項又は第三十九条の七第一項の規定に違反した者
- 三 第二十条第二項又は第三十九条の七第二項の規定の違反となるような行為をした者

四 (略)

五 第五十八条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

六 第五十八条第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者
(当該特定船舶が入港をした場合に限る。)

七 第五十八条第三項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

八 第五十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十 第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

第六十九条 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条第一項(第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第三項(第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 (略)

五 第四十一条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をして入港をした船長

六 第四十一条の二第二項の規定による通報に際して虚偽の通報をした者(当該特定船舶が入港をした場合に限る。)

七 第四十一条の二第三項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした船長

八 第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(新設)

第四十九条 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条第一項(第三十九条の六において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第三項(第三十九条の六において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

改正案	現行
<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項の先取特権</p> <p>五 （略）</p>	<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項の先取特権</p> <p>五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条（積荷等についての先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項（船舶先取特権）の先取特権</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（不動産保存の先取特権等の優先）</p> <p>第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条（積荷等についての先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項（船舶先取特権）の先取特権</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（海上保安庁長官の措置に要した費用の負担） 第四十一条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗揚げにつき責任を負う者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。</p> <p>5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）<u>第二条第十四号イ</u>に規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。</p> <p>（指定海上防災機関の措置に要した費用の負担） 第四十二条の十六（略） 2～11（略）</p> <p>12 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した</p>	<p>（海上保安庁長官の措置に要した費用の負担） 第四十一条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗揚げにつき責めに任ずべき者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。</p> <p>5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）<u>第二条第六号イ</u>に規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。</p> <p>（指定海上防災機関の措置に要した費用の負担） 第四十二条の十六（略） 2～11（略）</p> <p>12 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した</p>
--	--

<p>13 (略)</p>	<p>費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。</p> <p>一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に該当しないものに限る。）に要した費用</p> <p>二 (略)</p>
<p>13 (略)</p>	<p>費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。</p> <p>一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に該当しないものに限る。）に要した費用</p> <p>二 (略)</p>

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第三条、第四条関係）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 一六	(略)	(略)
一七	イ 一ハ (略) ニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。 ）の申出又は申立て ホ 一ト (略)	五百円

項	上欄	下欄
一 一六	(略)	(略)
一七	イ 一ハ (略) ニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。 ）の申出又は申立て ホ 一ト (略)	五百円

(略)	一八・一九
	(略)
	(略)

(略)	一八・一九
	(略)
	(略)

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（責任制限事件の移送）</p> <p>第十条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた他の責任制限事件若しくは船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。</p> <p>（制限債権につき申立人及び受益債務者以外の者が全部義務を負う場合）</p> <p>第四十八条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のために船舶油濁等損害賠償保障法の規定により責任制限手続が開始され、又は拡張されたときにおける同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害に基づく債権（制限債権に該当するものに限る。）について準用する。</p>	<p>（責任制限事件の移送）</p> <p>第十条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた他の責任制限事件若しくは船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。</p> <p>（制限債権につき申立人及び受益債務者以外の者が全部義務を負う場合）</p> <p>第四十八条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のために船舶油濁損害賠償保障法の規定により責任制限手続が開始されたときにおける同法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害に基づく債権（制限債権に該当するものに限る。）について準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の手続の中止命令等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分^ハの中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章、同法第四十三条第五項）において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第四十三條第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九條、第十條、第十六條及び第五十四條を除く。）若しくは船舶油濁等損害賠償保障法第五十一条第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第五十一条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九條、第十條、第十六條、第四節及び第五十四條を除く。）の規定による責任制限手続をいう。第二百六十三條及び第二百六十四條</p>	<p>（他の手続の中止命令等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分^ハの中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第三章又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五章の規定による責任制限手続）をいう。第二百六十三條及び第二百六十四條第一項において同じ。</p>

第二項において同じ。

六 (略)

2
3
6 (略)

六 (略)

2
3
6 (略)

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 タンカー 油賠法第二条第九号に規定するタンカーをいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 タンカー所有者 油賠法第二条第十号に規定するタンカー所有者をいう。</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 タンカー 油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 タンカー所有者 油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。</p> <p>四・五 (略)</p>

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七〇九 (略)

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害(以下「特定タンカー所有者損害」という。)を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 総トン数が千トンを超える特定タンカー(その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。)について締結されるものにあつては、油賠法第四十二条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

ニ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第五十条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者(以下「特定保険者」という。)がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ〇八 (略)

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七〇九 (略)

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害(以下「特定タンカー所有者損害」という。)を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者(以下「特定保険者」という。)がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ〇八 (略)

<p>ニ 総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第四十二条の規定に適合するものであること。</p> <p>ホ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第五十条の規定に適合するものであること。</p> <p>ヘ (略)</p> <p>十二 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ (略)</p> <p>十二 (略)</p>
---	--

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（船舶油濁等損害賠償保障法の一部改正）</p> <p>第三百四十条 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条の表第十九条第一項の項中欄中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改め、同表第三十条第一項の項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。</p>	<p>（船舶油濁損害賠償保障法の一部改正）</p> <p>第三百四十条 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条の表第十九条第一項の項中欄中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改め、同表第三十条第一項の項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十七 （略）</p> <p>八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。</p> <p>八十九 百二十八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十七 （略）</p> <p>八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。</p> <p>八十九 百二十八 （略）</p> <p>2 （略）</p>